

大仙市中小企業振興融資あっせん制度（企業商工課）

※景気低迷に対する緊急対策終了後の激変緩和として、2020年3月31日まで限度額の拡充等を行っております。

（ 目 的 ） 市内の中小企業者に対し必要な資金の融資のあっせんを図ることにより、市内企業の安定及び振興発展に資する。

（ 要 領 ）

※創業資金については翌ページ

区分	中小企業振興資金 (マル仙)	小口零細企業振興資金 (マル仙小口)
①対象者	市内に1年以上住所または事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している中小企業者	市内に1年以上住所または事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している小規模企業者※1
②資金用途	事業に必要な運転資金及び設備資金※2	同左
③融資限度	1,500万円以内 (マル仙小口、マル仙創業を含む) ※2020年3月31日まで 2,000万円以内	1,250万円以内 (マル仙、マル仙創業を含む)
④融資期間	10年以内 ※2020年3月31日まで 1年以内の元金返済据置 期間を含む	同左
⑤償還方法	全額市が負担(0.88%)	同左
⑥融資条件	連帯保証人は原則として ・法人は代表者のみ ・個人事業者は不要	同左
⑦貸出利率	年率 1.75% 以内	年率 1.55%
⑧保証料	全額市が負担(1.9%以内)	全額市が負担(2.2%以内)

（ 申 込 み 方 法 ） 融資を受けようとする中小企業者は、「借入申込書」により、大曲商工会議所又は大仙市商工会を經由して、市が指定する(株)秋田銀行、(株)北都銀行、羽後信用金庫の各支店に申込みをしなければならない。

- ※1 小規模企業者とは
- (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下、「特定事業」)を行う者
 - (2) 事業協同小組合であって、適法に保証対象事業を営む者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者
 - (3) 特定事業を行う企業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者((1)~(4)に掲げる者を除く)

※2 普通乗用自動車・小型乗用自動車の購入は、制度融資の対象外とする。